

日行連発第552号
平成27年9月16日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 遠 田 和 夫

社会保障・税番号制度の利用開始に向けた貴会会員への周知・指導方について(お願い)

社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤の位置付けを目的とした制度となっております。

本年10月以降に、国民一人一人にマイナンバー(個人番号)が通知され、来年1月からは、「社会保障」・「税」・「災害対策」の行政手続きがマイナンバーの対象範囲となり年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続き等において、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

制度利用開始後は、税・社会保障手続きの場面で、各単位会では所属会員、事務局員等から、会員においては顧客・従業員等よりマイナンバーを取得・利用・保管する事業者となります。

また、番号法では、全ての事業者に対しマイナンバーや特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならないこととされております。

現在、内閣府特定個人情報保護委員会のホームページにおいて、マイナンバーに関する制度説明、事業者対応、関係法令、Q&Aを含めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が公表されておりますので、各単位会におかれましては、所属会員に対して、当該ホームページの周知徹底とマイナンバー措置を含めた会員指導をお願いいたします。

なお、マイナンバー制度の概要等を含めた会員向け周知記事を日本行政10月号に掲載するとともに、同号以外でも順次、関連記事を掲載する予定でありますことを申し添えます。

以上、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

<特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン>

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/> 内閣府特定個人情報保護委員会